

# 都南文化会館をご利用の皆様へ（令和4年度）

★『市民の芸術文化の振興を図るため』設置された盛岡市の文化施設です。  
ご利用に当たり、皆様のご理解とご協力をお願いします。

## 1. 利用申し込み

- (1) 毎月の初日（休館日の場合は翌日）に、12 か月後の1か月分（例：3月1日に翌年3月1日～31日分）について「利用調整会議」に直接参加の方を対象に申し込みを受け付けます。利用調整会議は午後6時から当館で行います。  
利用調整会議終了後から利用する日の2週間前までは、先着順に、窓口または電話にて受け付けます。
- (2) 通常の受付時間は、休館日及び臨時休館日を除く午前9時から午後9時30分までです。
- (3) リハーサル・練習のみに利用する場合は、利用する日の3か月前から利用日まで受け付けます。  
なお、利用内容によっては2週間前までの受け付けとなります。
- (4) 申し込み後、使用許可申請が必要です。文化会館利用料は、使用許可申請の際に（附属設備の利用料は使用当日の精算時まで）納入してください。なお、納入された利用料はお返しできません。
- (5) 催事の宣伝やチケット発売は、使用許可申請の手続きと利用料の納入後、「使用許可書」が発行されてから行ってください。チラシ・ポスターには主催者の連絡先電話番号を必ず入れてください。なお、駐車場には限りがあるため、できるだけ公共交通機関を利用するよう周知してください。

## 2. 開館時間・閉館時間・休館日

- (1) 開館時間：午前9時
- (2) 閉館時間：午後9時30分
- (3) 休館日：月曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる日を除く)及び12月29日から1月3日まで  
臨時休館日：休館日のほかに、保守点検・館内整理等のため年3回程度設定しています。  
令和4年度は6月16日（木）、9月13日（火）、12月7日（水）となります。

## 3. 利用時間

- (1) 午前区分：午前9時から正午まで
- (2) 午後区分：午後1時から午後5時まで
- (3) 夜間区分：午後5時30分から午後9時30分まで  
※利用時間には、準備・入場者の受け付け・撤去（消毒作業を含む）等の時間も含まれます。

## 4. 利用開始・終了の届け出

利用の開始時（入館）・終了時（撤去・清掃完了）には、事務室にその旨口頭で届け出てください。

## 5. 禁止行為

- (1) 許可を受けずに物品の販売その他の商行為をすること。  
許可を受けずに印刷物、ポスターを掲示し、又は配布すること。  
※壁・扉・窓等に貼り紙をすることはできません。掲示の際はスタンドを使用し、必要最小限としてください（スタンドは数に限りがあります）。
- (2) 駐車場を含む敷地内で禁煙すること（改正健康増進法による。施行日2020年4月1日）。  
敷地内・館内に吸殻を捨てること。

## 6. その他

- (1) 舞台担当者との事前打ち合わせが必要です。日程調整のうえ遅くとも2週間前までにご来館ください。  
打ち合わせの結果、利用時間が不足と判断されるときは追加申請していただく場合があります。
- (2) 準備・運営・撤去は主催者が責任をもって行ってください。
- (3) 定員を超えての入場はできません。また、誘導整理等に対応する十分な人員を配置してください。
- (4) ホール客席での飲食はできません。ホワイエ・ロビーをご利用ください。飲食物を持ち込まれる場合、取り扱いには十分ご注意ください。主催者が周知徹底するようお願いいたします。
- (5) 施設や設備はていねいにご利用ください。万が一施設又は備品の破損・汚損があった場合は、事務室に連絡のうえ現状復帰してください。弁償していただく場合もあります。
- (6) 利用後、ホール内の整理整頓をお願いします。清掃用具は舞台下手側の楽屋廊下のロッカーにあります。客席・楽屋・ホワイエのゴミはお持ち帰りください。あわせて忘れ物がないか確認してください。
- (7) 舞台運営には危険が伴いますので、舞台担当者の指示に従って安全第一でお願いします。
- (8) 18歳未満の個人やグループのご利用には、保護者または成人の責任者の同伴が必要です。

☆ご不明な点は窓口にお尋ねください。

なお、自治体からの要請や社会情勢・天変地異等により、記載の内容は予告なく変更となる場合があります。